

5 東彼杵町告示第 17 号

東彼杵町出産・子育て応援ギフト支給要綱をここに公布する。

令和 5 年 2 月 20 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

○東彼杵町出産・子育て応援ギフト支給要綱

令和5年2月20日

要綱第17号

(目的)

第1条 この要綱は、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、妊娠の届出や出産の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育てサービスの利用負担の軽減を図るため、出産・子育て応援ギフト(以下「応援ギフト」という。)の支給に関し、必要な事項を定める。

(応援ギフトの支給)

第2条 応援ギフトの支給対象者及び支給内容等は、別表1に定める出産応援ギフトに関する事及び別表2に定める子育て応援ギフトに関する事のそれぞれ第1欄に掲げる区分に応じて掲げるとおりとする。

(留意事項)

第3条 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給対象者が町外に里帰りしている場合であっても、里帰りを終えた後にアンケート及び面談等を実施し、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを支給することを原則とするが、当該対象者が里帰り先の市町村でアンケート及び面談等を受けることを希望する場合等は、里帰り先の市町村にそれらを依頼することができるものとする。この場合、里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況等を確認するものとする。

2 流産又は死産した者に支給する出産応援ギフト及び対象児童が死亡した者に支給する子育て応援ギフトは、当該者が使用できるような内容とする配慮を行うものとする。

(不正利得の返還)

第4条 町長は、偽りその他不正の手段により出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの給付を受けた者がいるときは、既に給付を受けた出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの返還を求めるものとする。

(受給者の譲渡又は担保の禁止)

第5条 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表1 出産応援ギフトに関する事(第2条関係)

支 給	支 給	出産応援ギフトは、令和5年2月20日(以下「事業開始日」という。)以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した者又は
--------	--------	---

	<p>妊娠していることが明らかである者に限る。)のうち、申請時点で町内に住所を有する者に対し支給する。</p>
支給内容	<p>支給対象者の妊娠 1 回につき、5 万円相当額のクーポン券等の支給を行う。ただし、クーポン券等の支給の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、その間は5万円(以下、同表において「給付金」という。)を支給する。</p>
申請時期	<p>出産応援ギフトの支給を受けようとする者(以下、同表において「申請予定者」という。)は、東彼杵町出産応援ギフト支給申請(請求)書(様式第1号)により、妊娠中に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3ヶ月以内に支給の申請を行うことも可能とする。</p>
申請方法	<p>1 申請予定者は、妊娠の届出をし、妊娠の届出時等のアンケートを提出し、面談を受けた後、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報の確認、共有することに同意を経た上で、支給申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠届出時等のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。この場合、面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。</p> <p>2 出産応援ギフトの請求は、当該支給の決定がされた場合に、支給の決定の日になされたものとみなす。</p>
支給方法	<p>1 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、支給の可否を決定し、支給決定に係る通知については、以下の各号のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1) 支給を決定した場合は、出産応援ギフトまたは給付金の支給をもって支給決定通知に代えるものとする。</p> <p>(2) 支給の決定ができないと認めた場合は、東彼杵町出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>2 町は給付の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。</p> <p>3 町は支給決定後、支給対象者に対してクーポン券等または給付金の支給を行うものとする。</p> <p>4 給付金を支給する場合は、当該支給対象者が指定する口座へ振込むものとする。</p>

遡及支給妊婦	支給対象者	<p>出産応援ギフトは、以下のア及びイに掲げる者のうち、申請時点で町内に住所を有する者に対し支給する。</p> <p>ア 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出産した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）</p> <p>イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（上記アに該当する者を除く。）</p>
	支給内容	<p>支給対象者の妊娠1回につき、5万円相当額のクーポン券等の支給を行う。ただし、クーポン券等の支給の実施にあたり準備期間を要すること等を踏まえ、その間は給付金を支給する。</p>
	申請時期	<p>申請予定者は、東彼杵町出産応援ギフト支給申請(請求)書(様式第1号)により、原則として事業開始日から6ヶ月以内に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3ヶ月以内に支給の申請を行うことができる。この場合にあつても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。</p>
	申請方法	<p>1 申請予定者は、事業開始以降、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報の確認、共有することに同意を経た上で、申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。</p> <p>2 出産応援ギフトの請求は、当該支給の決定がされた場合に、支給の決定の日になされたものとみなす。</p>
	支給方法	<p>1 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、支給の可否を決定し、支給決定に係る通知については、以下の各号のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1) 支給を決定した場合は、出産応援ギフトまたは給付金の支給をもって支給決定通知に代えるものとする。</p> <p>(2) 支給の決定ができないと認めた場合は、東彼杵町出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>2 町は給付の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。</p> <p>3 町は支給決定後、支給対象者に対してクーポン券等または給付金の支給を行うものとする。</p> <p>4 給付金を支給する場合は、当該支給対象者が指定する口座へ振込むものとする。</p>

別表2 子育て応援ギフトに関すること（第2条関係）

支給養育者	支給対象者	<p>1 子育て応援ギフトは、事業開始日以降に出生し、町内に住所を有する対象児童(子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。)を養育する者(養育する者に産婦が含まれる場合は産婦に限る。)であって、申請時点で町内に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合、そのうち1人に対し子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。</p> <p>2 上記規定に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。</p> <p>(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの</p> <p>(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者</p> <p>(3) 法人</p>
	支給内容	<p>対象児童1人につき5万円相当額のクーポン券等の支給を実施する。ただし、クーポン券等の支給の実施にあたり準備期間を要することを踏まえ、その間は5万円(以下、同表において「給付金」という。)を支給する。</p>
	申請時期	<p>子育て応援ギフトの支給を受けようとする者(以下、同表において「申請予定者」という。)は、東彼杵町子育て応援ギフト支給申請(請求)書(様式第3号)により、原則として乳児家庭全戸訪問の実施期間である生後4ヶ月頃までの間に申請を行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフトの支給を受けようとする者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、生後4ヶ月までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3ヶ月以内に支給の申請を行うことができる。この場合にあって、対象児童が3歳に達する日以降は申請できないものとする。</p>
	申請方法	<p>1 申請予定者は、出生後のアンケートを提出し、面談を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。この場合、面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。</p> <p>2 子育て応援ギフトの請求は、当該支給の決定がされた場合に、支給の決定の日になされたものとみなす。</p>

	支給方法	<p>1 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、支給の可否を決定し、支給決定に係る通知については、以下の各号のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1) 支給を決定した場合は、子育て応援ギフトまたは給付金の支給をもって支給決定通知に代えるものとする。</p> <p>(2) 支給の決定ができないと認めた場合は、東彼杵町出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。</p> <p>2 町は給付の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行うものとする。</p> <p>3 町は支給決定後、支給対象者に対してクーポン券等または給付金の支給を行うものとする。</p> <p>4 給付金を支給する場合は、当該支給対象者が指定する口座へ振込むものとする。</p>
遡及支給養育者	支給対象者	<p>1 子育て応援ギフトは、令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生し、町内に住所を有する対象児童(子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。)を養育する者(養育する者に産婦が含まれる場合は産婦に限る。)であって、申請時点で町内に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合、そのうち1人に対し子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援ギフトは支給しない。</p> <p>2 上記規定に関わらず、以下の各号のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。</p> <p>(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの</p> <p>(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者</p> <p>(3) 法人</p>
	支給内容	<p>対象児童1人につき5万円相当額のクーポン券等の支給を実施する。ただし、クーポン券等の支給の実施にあたり準備期間を要することを踏まえ、その間は給付金を支給する。</p>
	申請時期	<p>申請予定者は、東彼杵町子育て応援ギフト支給申請(請求)書(様式第3号)により、原則として事業開始日から6ヶ月以内に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3ヶ月以内に支給の申請を行うことができる。この場合</p>

	<p>にあっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。</p>
申請方法	<p>1 申請予定者は、事業開始日以降、出生後のアンケートを提出し、かつ、他の市町村で子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報の確認、共有することに同意を経た上で、申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者については、出生後のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。この場合、面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。</p> <p>2 子育て応援ギフトの請求は、当該支給の決定がされた場合に、支給の決定の日になされたものとみなす。</p>
支給方法	<p>1 町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、支給の可否を決定し、支給決定に係る通知については、以下の各号のいずれかにより行うものとする。</p> <p>(1) 支給を決定した場合は、子育て応援ギフトまたは給付金の支給をもって支給決定通知に代えるものとする。</p> <p>(2) 支給の決定ができないと認めた場合は、東彼杵町出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。</p> <p>2 町は審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行うものとする。</p> <p>3 町は支給決定後、支給対象者に対してクーポン券等または給付金の支給を行うものとする。</p> <p>4 給付金を支給する場合は、当該支給対象者が指定する口座へ振込むものとする。</p>

附 則

この告示は令和5年2月20日から施行する。

東彼杵町出産応援ギフト申請（請求）書
 （出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）

年 月 日

東彼杵町長 様

標記ギフトについて、下記のとおり申請（請求）します。

申請 （請求） 者	妊娠届出妊婦 ふりがな 氏名		妊娠届出日 年 月 日
	生年月日	年 月 日	
	住所	〒	
	電話		
申請 （請求） 額	<input type="checkbox"/> 希望（申請（請求））する 出産応援ギフト （妊婦1人につき） 金 50,000円		<input type="checkbox"/> 希望（申請（請求））しない
	金融機関名 支店名 種別・口座番号 フリガナ 名義人氏名		
振込先	※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・貯金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載） をご記入ください。		
	面談日	年 月 日	
	アンケート回答日	年 月 日	
	支給要件	<input type="checkbox"/> 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。 ※該当する場合は☑をご記入ください 注：出産応援ギフトの支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。	
年 月 日 署名（申請者氏名）			

町記入欄	本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

様式第2号（第2条関係）

東彼杵町出産・子育て応援ギフト不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

東彼杵町長

年 月 日付けで申請のあった東彼杵町出産・子育て応援ギフトの支給について、下記の理由により支給することができませんので通知します。

記

不支給の理由

東彼杵町子育て応援ギフト申請（請求）書
 （出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）

年 月 日

東彼杵町長 様

標記ギフトについて、下記のとおり申請（請求）します。

申請 （請求） 者	ふりがな 氏名	対象児童との続柄（ ）					
	生年月日	年	月	日			
	住所	〒					
	電話						
対 象 児 童	ふりがな 氏名						
	生年月日	年	月	日			
	住所	東彼杵町					
	出生時点で 住民票のあ った自治体	<input type="checkbox"/> 東彼杵町 <input type="checkbox"/> 東彼杵町以外（自治体（市区町村名）をご記入ください。）					
申請 （請求） 額	<input type="checkbox"/> 希望（申請（請求））する 子育て応援ギフト （子ども1人につき） 金 50,000円			<input type="checkbox"/> 希望（申請（請求））しない			
振 込 先	金融機関名						
	支店名						
	種別・口座番号	普通・当座 その他（ ）					
	フリガナ						
	名義人氏名						
	※ゆうちょ銀行の方は、「振込用の店名・貯金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。						
支 給 要 件	出生後面談日	年	月	日			
	アンケート回答日	年	月	日			
	<input type="checkbox"/> 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。 ※該当する場合は☑をご記入ください 注：子育て応援ギフトの支給状況等について、他の自治体に確認することがあります。						
	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産後健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。						
年 月 日 署名(申請者氏名)							

町記入欄	本人確認書類
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）